



令和6年11月28日

市民除雪活動支援 ～市民との共創による除雪体制に向けて～

市で除雪が行き届かない通学路や生活道路、歩道の除雪は市民との共創のもと地域の皆さまにご協力をいただくよう、自主的な除雪活動を支援します。

また、道路の除雪作業を効率的かつ効果的に進めるため市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

記

1. 市民除雪活動支援

（１）融雪剤の配布

路面凍結や降雪時に備え、本庁及び各支所等に融雪剤を配置し、希望する町内会や除雪ボランティア団体などに配布します。

１回あたり２袋まで（２５kg／袋）

（２）小型除雪機械購入補助

小型除雪機械（新品）の購入に要する費用に対し購入費用の一部を補助します。

〔補助金額〕 購入費用の２分の１（３０万円を限度）

（３）小型除雪機械貸出し

これまでの維持補修センター（さくら一丁目）・５支所に加え、利用者の利便性を高めるため新たに「三河台学習センター」に配置

維持補修センター６台、

飯坂支所、信陵支所、北信支所、清水支所、東部支所 各１台

三河台学習センター １台

※団体登録・予約が必要

（４）除雪用具の貸出し

本庁（道路保全課）及び各支所・出張所において、除雪用具（氷割り機器、スノーダンプ、スコップ、手動散粒機、キャスト付きスコップ）を貸出します。

※要予約

（５）除雪アダプト制度

地域であらかじめ除雪区間を設定した歩道などの除雪活動をサポートするためにアダプト制度を導入し、歩道等の除雪体制を強化します。

2. 道路除雪へのご理解・ご協力を

（１）地域ぐるみで身近な道路の除雪を

（２）歩道の確保にご協力を

（３）除雪車などの通行にご協力を

（４）路上駐車をしないで

担当：道路保全課 施設保全係
課長 野地 係長 助川
電話 024-525-3754（直通）

市民除雪活動支援

市民除雪活動支援

除雪が行き届かない通学路や生活道路、歩道の除雪は地域の皆さんでお願いします。
市は、自主的な除雪活動を支援します。

【融雪剤の配布】

路面凍結や降雪時に備え、本庁及び各支所等に融雪剤を配置し、希望する町内会や除雪ボランティア団体などに配布します。

1回あたり2袋まで（25kg／袋）

【小型除雪機械購入補助】

小型除雪機械（新品）の購入に要する費用に対し購入費用の一部を補助します。

【補助金額】

購入費用の2分の1（30万円を限度）

※過去の実績

令和2年度実績	2団体	2台購入
令和3年度実績	0団体	0台購入
令和4年度実績	6団体	8台購入
令和5年度実績	5団体	6台購入

市民除雪活動支援

【小型除雪機械貸出し】

これまでの維持補修センター（さくら一丁目）・ 5支所に加え、
利用者の利便性を高めるため新たに「三河台学習センター」に配置

〔貸出場所〕

維持補修センター 6台

飯坂支所、信陵支所、北信支所、清水支所、東部支所 各1台

三河台学習センター 1台

※団体登録・予約が必要



【除雪用具の貸出し】

〔貸出用具〕

氷割り機器、スノーダンプ、スコップ、手動散粒機、
キャスター付きスコップ ※要予約

〔貸出場所・予約先〕

本庁（道路保全課）及び各支所・出張所



市民除雪活動支援

【除雪アダプト制度】

あらかじめ除雪区間を設定した歩道等の除雪活動をサポートするためにアダプト制度を導入し、歩道等の除雪体制を強化します。

※一定区間の除雪範囲を定め、市と協定を締結します。

※令和6年度 新たに1団体と協定を締結（清水地区）

【対象区域】

市道や通学路（歩道を含む）など

【対象団体】

町内会、PTA、除雪ボランティア団体など

【支援内容】

- ①除雪活動に対する傷害保険、賠償責任保険の加入
- ②小型除雪機械に使用する燃料の支給
- ③反射チョッキ、防寒手袋などの支給
- ④除雪用具の貸出し 等

※協定締結団体

令和4年度	東部地区	1団体
令和5年度	清水地区	1団体
	信陵地区	1団体
令和6年度	清水地区	1団体



道路除雪へのご理解・ご協力を

道路の除雪作業を効率的かつ効果的に進めるため、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

①地域ぐるみで身近な道路の除雪を！

除雪が行き届かない通学路や生活道路は、地域で助け合って除雪をお願いします。
自宅出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

②歩道の確保にご協力を！

自宅や事業所周辺の歩道除雪にご協力をお願いします。

③除雪車などの通行にご協力を！

除雪車などへの接近や無理な追い越しをしないようお願いします。

④路上駐車をしないで！

除雪作業や通行の妨げになるため路上駐車をしないようお願いします。

